

旭川市建設工事等数量公開実施要領

(目的)

- 1 この要領は、旭川市が発注する建設工事において工事及び工事に伴う委託業務(以下「工事等」という。)に係る積算の適正化及び見積期間の短縮化を図ることを目的とする。

(数量公開の対象工事)

- 2 数量を公開する対象工事等は、旭川市が発注するすべての工事等とする。ただし、積算上数量を確定できないものを及び数量を公開する必要がないと認められる軽易な工事等を除く。

(数量公開の範囲及び項目)

- 3 公開する数量の範囲及び項目は、工事執行担当課において、別に定める。

(公開する数量の意義)

- 4 公開する数量は、契約上の拘束を受けない参考数量とする。

(数量公開の提示方法等)

- 5 公開する数量は、入札参加者の閲覧に供する公示用設計書と併せて提示する。公開する数量に関する資料の複写等の方法については工事執行担当課において、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 「建築工事数量公開実施要領（平成4年5月20日実施）」及び「建築工事数量公開試行要領（平成5年7月12日試行）」は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。